

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月28日
【発行者名】	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西島 洋
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	小林 克也
【電話番号】	045-225-2080
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界成長スマートファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

世界成長スマートファンド

愛称として「スマート・ブレンダー」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（ ）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

（７）【申込期間】

2025年7月29日から2026年1月27日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

< 振替受益権について >

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 受益権の取得申込みの方法 >

販売会社所定の方法でお申込みください。

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込みコース >

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< 受益権の取得申込みの受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< 受付不可日 >

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日又は申込日の翌営業日下記のうちいずれかの場合は、受益権の取得の申込みを受け付けないものとします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ロンドンの銀行休業日

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

上限5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
追加型	海外	債券	M R F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 （ ）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		(日本を含む)	ファンド	(部分ヘッジ)		
大型株	年2回				TOPIX	条件付運用型
中小型株			ファンド・			
	年4回	日本	オブ・ファンズ	なし	その他	ロング・
債券					()	ショート型 /
一般	年6回	北米				絶対収益追求型
公債	(隔月)					
社債		欧州				
その他債券	年12回					その他
クレジット属性	(毎月)	アジア				()
()						
	日々	オセアニア				
不動産投信						
	その他	中南米				
()						
その他資産		アフリカ				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分変更型))						
		中近東(中東)				
		エマージング				
資産複合						
()						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔 投資形態による属性区分 〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔 為替ヘッジによる属性区分 〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔 インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

特色

1

日本を含む世界の株式、債券、REIT、金に分散投資します。

- 「FOFs用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」)への投資を通じて、日本を含む世界*の株式(DR(預託証券)を含みます。)、債券、REIT(不動産投資信託証券)、金に分散投資します。

※REITは新興国を含みません。

- 主要投資対象ファンドが投資対象とする「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」および「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」の組入外貨建資産については、原則として対円で為替取引をおこないます。
- 「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。
- 投資対象ファンドの運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社がおこないます。

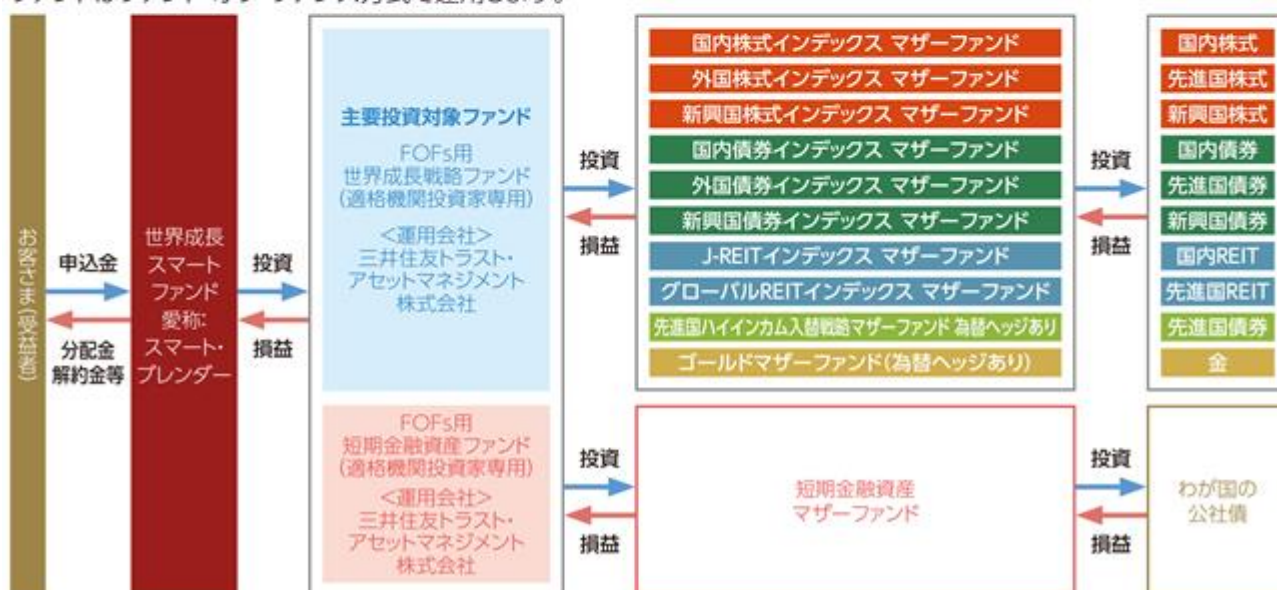


DR(預託証券)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

ファンドの仕組み

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針(2)投資対象 (参考)投資対象ファンドの概要」をご参照ください。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

三井住友トラスト・アセットマネジメントについて

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約94兆円規模*の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。これまで両社が培ってきた資産運用業務の強みを融合し、商品の開発力と運用力、世界各地に広がるビジネスネットワーク、きめの細かいサポート力、これらすべての力を活かして多様なお客さまの想いにお応えしています。

※2025年3月末時点の運用資産残高(時価ベース)です。

特色

2

分散投資の効果と資産配分の変更により下落リスクの抑制をめざします。

- 主要投資対象ファンドにおいて投資対象とするマザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類し、市場の緊張度合いに応じて2つのポートフォリオの比率を調整することにより、市場の緊張度が高まる局面においても下落リスクの抑制をめざします。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

STEP
1

マザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類

ポートフォリオ	組入資産／比率 ^{※1}	マザーファンド	ベンチマーク ^{※4}
リターン獲得 ポートフォリオ (為替ヘッジなし)	株式 ^{※2} 40%	国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
		外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
		新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
	債券 ^{※2} 50%	国内債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI総合
		外国債券インデックス マザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
		新興国債券インデックス マザーファンド	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円換算ベース)
リスク抑制 ポートフォリオ (為替ヘッジあり) ^{※3}	REIT ^{※2} 10%	J-REITインデックス マザーファンド	東証REIT指数 (配当込み)
		グローバルREITインデックス マザーファンド	S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、円ベース)
	債券 85%	先進国ハイインカム入替戦略 マザーファンド 為替ヘッジあり	ベンチマークは設定されていません。 (主に先進国の国債等に投資するとともに、組入外貨建資産について対円での為替ヘッジをおこなうファンドです。)
	金 15%	ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)	LBMA金価格(円ヘッジベース) (2025年5月30日現在)

※1 2025年5月30日現在。上記比率は、今後変更となる場合があります。

※2 株式、債券、REIT資産内の各マザーファンドの配分比率は、日本、先進国(日本を除きます。以下同じ。)、新興国のGDP(国内総生産)総額の比率(REITは、日本、先進国のGDP総額の比率)にもとづき決定し、原則として年1回見直しをおこないます。

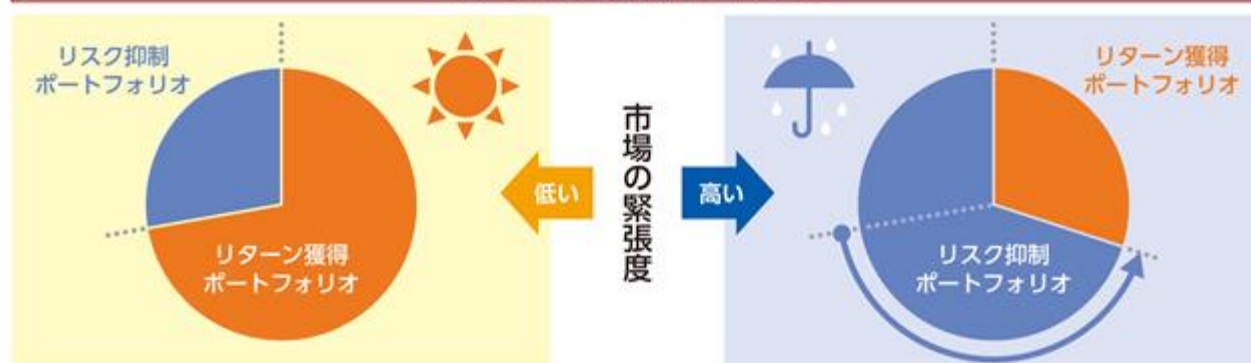
※3 基準価額の下落抑制を目的として、必要と判断とした場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品で運用することがあります。

※4 ベンチマークについては、追加的記載事項をご覧ください。

STEP
2

「経済環境」、「金融環境」にもとづき市場の緊張度合いを判断し、各ポートフォリオの配分比率を決定

各ポートフォリオ比率の調整イメージ



※上記はイメージであり、実際のポートフォリオ比率とは異なる場合があります。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配をおこなわないことがあります。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

おもな投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資はおこないません。
- 外貨建資産への直接投資はおこないません。
- デリバティブの直接利用はおこないません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

主要投資対象ファンドが投資する各マザーファンドのベンチマークについて

●TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

「TOPIX (東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX (東証株価指数) (配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値および配当込みTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよび配当込みTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

「MSCI コクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCI コクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●NOMURA-BPI総合

「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準にもとづいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いておこなわれる三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進をおこなっておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円換算ベース)

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

●東証REIT指数 (配当込み)

「東証REIT指数」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT (不動産投資信託証券) 全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。同指数の指数値および同指数に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数に係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み、円ベース)

「S&P先進国REIT指数」とは、S&P Dow Jones Indices LLC (以下「SPDJ」) が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT (不動産投資信託証券) および同様の制度にもとづく銘柄の浮動株修正時価総額にもとづいて算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。S&P先進国REIT指数 (以下「当インデックス」) は、S&P Globalの一部門であるSPDJの商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC (以下「S&P」) の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC (以下「Dow Jones」) の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明もおこなわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

●LBMA金価格 (円ヘッジベース)

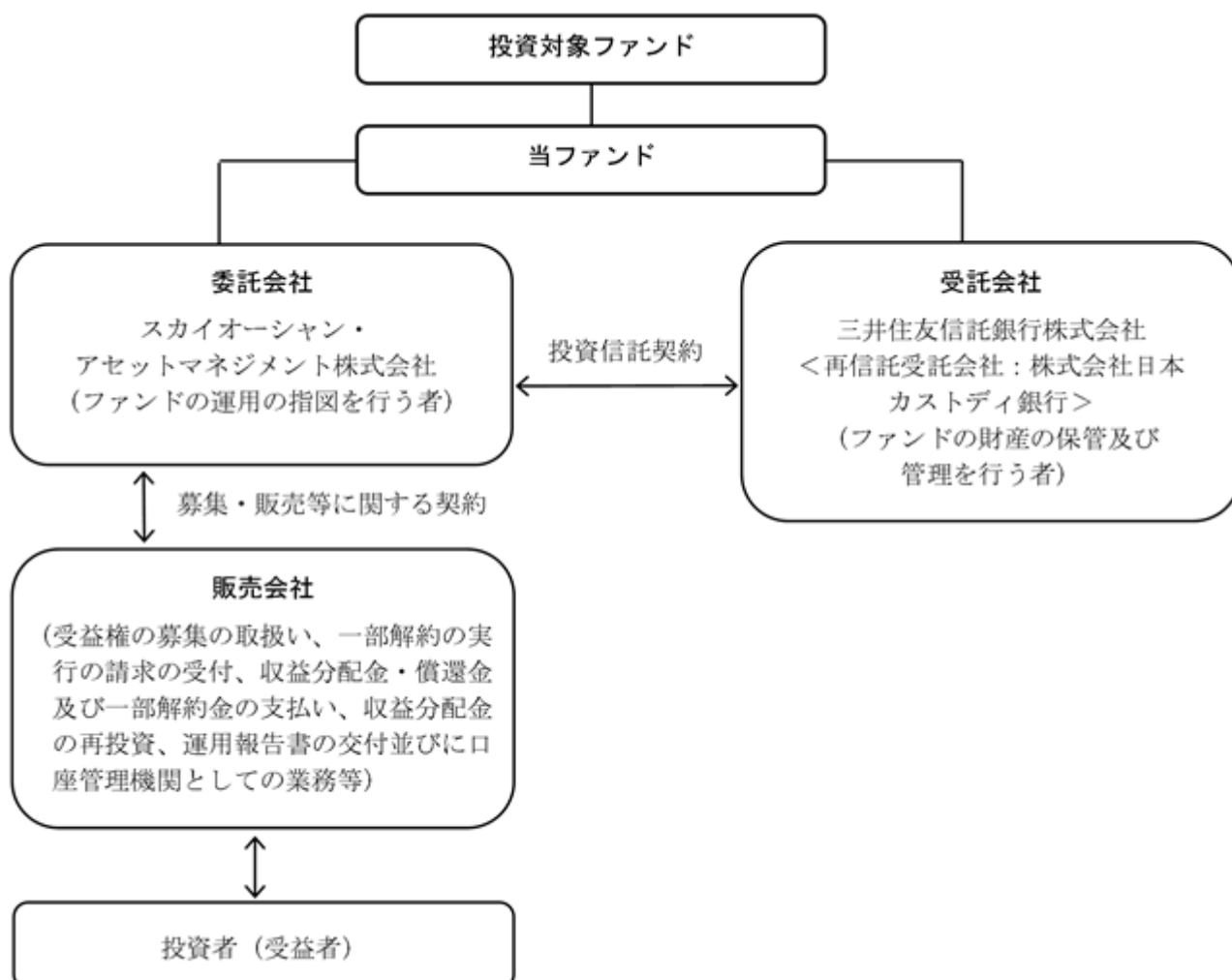
「LBMA金価格」とは、正式名称は LBMA Gold Price PMといい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド (ICE Benchmark Administration Limited) によってロンドン時間の午後1時に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格 (米ドル建て) を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会 (London Bullion Market Association) の略称です。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に算出した指数です。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、LBMA金価格およびLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2020年1月31日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況（2025年5月30日現在）

イ．資本金の額：3億円

ロ．委託会社の沿革

2014年11月25日：スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社設立

2015年4月3日：投資運用業の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第2831号）

八．大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号	20,400株	34%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	12,600株	21%
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	9,000株	15%
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	9,000株	15%
株式会社東京きらぼし フィナンシャルグループ	東京都港区南青山三丁目10番43号	9,000株	15%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

投資対象

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「F0Fs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。

この他、「F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

投資態度

イ．主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）、債券、及び不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券（以下、「金」といいます。）に分散投資します。

REITは新興国を含みません。

- ・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J - R E I T インデックス マザーファンド」、「グローバル R E I T インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。
- ・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は、以下のとおりとします。

ポートフォリオ	資産	マザーファンド受益証券
リターン獲得 ポートフォリオ	株式 ^{※1}	国内株式インデックス マザーファンド
		外国株式インデックス マザーファンド
		新興国株式インデックス マザーファンド
	債券 ^{※1}	国内債券インデックス マザーファンド
		外国債券インデックス マザーファンド
		新興国債券インデックス マザーファンド
リスク抑制ポ ートフォリオ ^{※2}	REIT ^{※1}	J-REIT インデックス マザーファンド
		グローバルREITインデックス マザーファンド
リスク抑制ポ ートフォリオ ^{※2}	為替ヘッジ付先進国債券	先進国ハイクラム入替戦略マザーファンド為替ヘッジあり
	金	ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

1 株式及び債券及びREIT 内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国（日本は除きます。以下同じ）、及び新興国のGDP（Gross Domestic Product（国内総生産））総額の比率（REITは、日本及び先進国のGDP総額の比率）に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。

2 基準価額の下落抑制を目的として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。

ロ．主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

ハ．主要投資ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」の組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

ニ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「F0Fs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」及び「F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

イ．委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ．上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「（参考）投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

（参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2025年5月30日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

1. FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「グローバルREIT インデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。以下同じ。）、債券、及び不動産投資信託証券（以下「ＲＥＩＴ」といいます。）、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券（以下「金」といいます。）に実質的に分散投資します。

ＲＥＩＴは新興国を含みません。

「経済環境」および「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は以下の通りとします。

ポートフォリオ	資産	マザーファンド受益証券
リターン獲得 ポートフォリオ	株式 ¹	国内株式インデックス マザーファンド
		外国株式インデックス マザーファンド
		新興国株式インデックス マザーファンド
	債券 ¹	国内債券インデックス マザーファンド
		外国債券インデックス マザーファンド
		新興国債券インデックス マザーファンド
	ＲＥＩＴ ¹	J-ＲＥＩＴ インデックス マザーファンド
		グローバルＲＥＩＴインデックス マザーファンド
リスク抑制 ポートフォリオ ²	為替ヘッジ付 先進国債券	先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり
	金	ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

1 株式、債券及びＲＥＩＴ内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国（日本を除きます。以下同じ）及び新興国のＧＤＰ（Gross Domestic Product（国内総生産））総額の比率（ＲＥＩＴは、日本及び先進国のＧＤＰ総額の比率）に基づき定め、原則として年１回見直しを行います。

2 基準価額の下落抑制を目的として委託者が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。

リスク抑制ポートフォリオの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することがあります。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資態度

主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：毎年8月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.275%（税抜 年0.25%） 有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%（税抜 50%）未満の率（ ）を乗じて得た額 有価証券届出書の提出日現在、49.5%（税抜 45%）以内とします。（品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。）
信託財産留保額	一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た金額とします。
設定日	2020年1月30日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

2. FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）

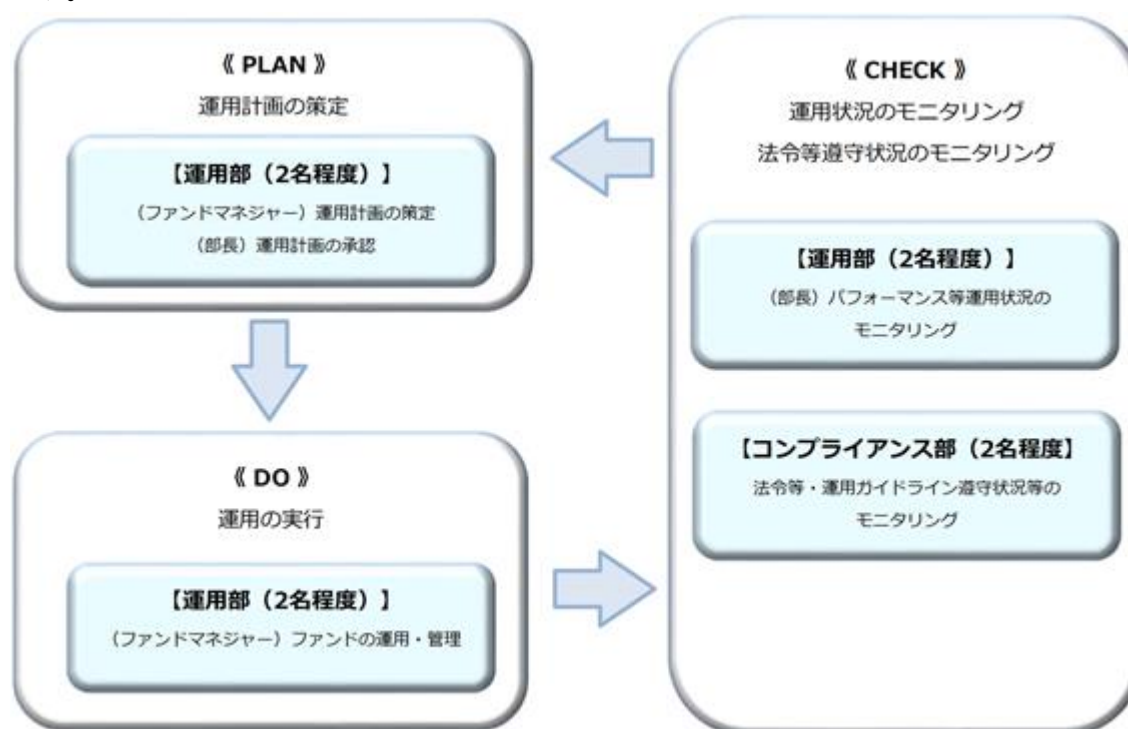
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
------	-------------------------

運用の基本方針	この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	マザーファンドの受益証券（以下、「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
ベンチマーク	該当事項はありません。

決算日	年1回：9月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。 分配対象額の範囲 経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 分配対象額についての分配方針 委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.143%（税抜 0.13%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年6月14日
信託期間	原則として、無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

< 約款に定める投資制限 >

イ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．株式への投資

株式への直接投資は行いません。

ハ．外貨建資産への投資

外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ．デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

ホ．公社債の借入れの指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ヘ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ト．信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他の投資制限>

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

なお、主要投資対象ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」における外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

有価証券の貸付等に係るリスク

投資対象ファンドにおいて有価証券の貸付の指図をおこなった場合、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長（流動性リスクに関しては取締役会）に報告します。

[参考情報]

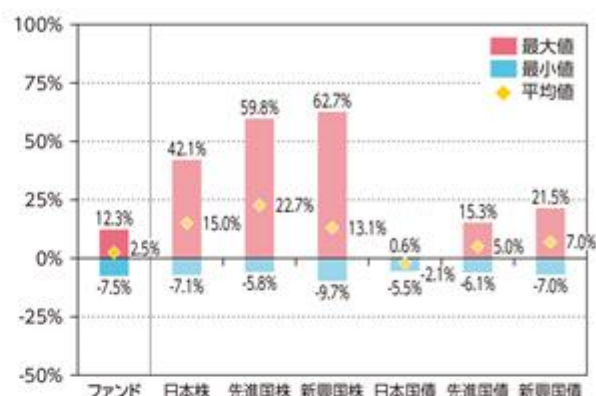
**ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移**



*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

**ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較**



*グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2020年6月～2025年5月の5年間(ファンドは2021年1月～2025年5月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（１）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

１：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

「分配金再投資コース」（２）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

２：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の２つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【換金（解約）手数料】

< 解約手数料 >

ありません。

< 信託財産留保額 >

ご解約時には、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（ ）として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.7205%（税抜 0.655%）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.23%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.4%（税抜）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、換金（解約）手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
F0Fs用世界成長戦略ファンド （適格機関投資家専用）	年率 0.275%（税抜 0.25%） 有価証券の貸付の指図を行った場合、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%（税抜 50%）未満の率（ ）を乗じて得た額 有価証券届出書の提出日現在、49.5%（税抜 45%）以内とします。（品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。）
F0Fs用短期金融資産ファンド （適格機関投資家専用）	年率 0.143%（税抜 0.13%）

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率0.9955%程度（税込）

（投資対象とする投資信託証券：年率0.275%（税込））

投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。別途、有価証券貸付に伴う品貸料の一部が信託報酬としてかかる場合があります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（ ）、組入資産の保管に要する費用（ ）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合があります。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ ）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用：保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用：監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 (内 訳)
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

二．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

二．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年5月30日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
世界成長スマートファンド	1.05%	0.72%	0.33%

※対象期間は2023年10月27日～2024年10月28日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※投資先ファンドにかかる費用は、その他費用に含まれています。
※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2025年5月30日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	3,764,332,855	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	60,552,254	1.58
合計(純資産総額)		3,824,885,109	100.00

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	3,306,969,103	1.1362	3,757,404,750	1.1383	3,764,322,929	98.42
日本	投資信託受益証券	FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	10,111	0.9812	9,920	0.9818	9,926	0.00

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.42
合計	98.42

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2020年10月26日）	3,044,259,288	3,044,259,288	9,814	9,814
第2期計算期間末（2021年10月26日）	3,536,788,487	3,536,788,487	10,457	10,457
第3期計算期間末（2022年10月26日）	4,709,397,922	4,709,397,922	9,884	9,884
第4期計算期間末（2023年10月26日）	4,989,548,990	4,989,548,990	9,819	9,819
第5期計算期間末（2024年10月28日）	4,161,241,532	4,161,241,532	10,967	10,967
2024年 5月末日	4,629,243,805	—	10,663	—
6月末日	4,478,453,198	—	10,828	—
7月末日	4,355,642,127	—	10,736	—
8月末日	4,216,904,337	—	10,644	—
9月末日	4,197,942,649	—	10,888	—
10月末日	4,159,729,110	—	10,988	—
11月末日	4,126,408,200	—	10,889	—
12月末日	4,082,669,170	—	10,970	—
2025年 1月末日	3,977,241,846	—	10,905	—
2月末日	3,900,244,414	—	10,866	—
3月末日	3,878,599,032	—	10,863	—
4月末日	3,759,662,853	—	10,650	—
5月末日	3,824,885,109	—	10,938	—

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2020年 1月31日～2020年10月26日	0
第2期計算期間	2020年10月27日～2021年10月26日	0
第3期計算期間	2021年10月27日～2022年10月26日	0
第4期計算期間	2022年10月27日～2023年10月26日	0
第5期計算期間	2023年10月27日～2024年10月28日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2020年 1月31日～2020年10月26日	1.9
第2期計算期間	2020年10月27日～2021年10月26日	6.6
第3期計算期間	2021年10月27日～2022年10月26日	5.5
第4期計算期間	2022年10月27日～2023年10月26日	0.7
第5期計算期間	2023年10月27日～2024年10月28日	11.7
第6期中間計算期間	2024年10月29日～2025年 4月28日	3.1

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2020年 1月31日～2020年10月26日	3,233,513,523	131,421,965	3,102,091,558
第2期計算期間	2020年10月27日～2021年10月26日	1,122,660,284	842,599,189	3,382,152,653
第3期計算期間	2021年10月27日～2022年10月26日	1,819,402,510	437,007,722	4,764,547,441
第4期計算期間	2022年10月27日～2023年10月26日	673,349,340	356,629,881	5,081,266,900
第5期計算期間	2023年10月27日～2024年10月28日	162,527,364	1,449,497,349	3,794,296,915
第6期中間計算期間	2024年10月29日～2025年 4月28日	107,432,907	371,403,027	3,530,326,795

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

設 定 日:2020年1月31日

作成基準日:2025年5月30日

世界成長スマートファンド

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,938円
純資産総額	38.25億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
FOFs用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)	98.4%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2020年は設定日から年末までの収益率です。2025年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

< 申込手続 >

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

< 申込コース >

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（ ）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

< 申込みの受付 >

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込単位 >

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込価額 >

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

< 申込代金の支払い >

販売会社が定める期日までにお支払いください。

< 受付不可日 >

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日又は申込日の翌営業日下記の中のいずれかの場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ロンドンの銀行休業日

< 申込受付の中止等 >

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

< その他 >

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。委託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 問い合わせ先 >

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

< 一部解約手続 >

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

< 一部解約の受付 >

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 一部解約単位 >

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 解約価額 >

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 一部解約代金の支払い >

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

< 受付不可日 >

一部解約受付日当日又は翌営業日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ロンドン証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行休業日
- ・ ロンドンの銀行休業日

< 一部解約受付の中止等 >

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記< 解約価額 >の規定に準じて計算された価額とします。

< 一部解約の制限 >

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

< その他 >

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の前営業日の基準価額で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.soam.co.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.soam.co.jp/>

サポートダイヤル：045-225-1651

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2020年1月31日設定）。

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとします。

ただし、第1計算期間は2020年1月31日から2020年10月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞」に従い、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（１）の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社が投資信託の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社は、上記（１）の事項（上記（１）の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 反対者の買取請求権の不適用 >

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約又は重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

< 運用報告書 >

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページ（<https://www.soam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

< 関係法人との契約の更改手続き >

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

< 公告 >

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.soam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

< 混蔵寄託 >

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

< 投資信託財産の登記等及び記載等の留保等 >

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【世界成長スマートファンド】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- （２）財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（自 2023年10月27日至 2024年10月28日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2023年10月26日現在)	第5期 (2024年10月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	74,575,633	93,183,194
投資信託受益証券	4,913,818,974	4,091,236,467
未収入金	20,000,000	5,000,000
未収利息	-	280
流動資産合計	5,008,394,607	4,189,419,941
資産合計	5,008,394,607	4,189,419,941
負債の部		
流動負債		
未払解約金	544,581	12,065,740
未払受託者報酬	693,214	610,335
未払委託者報酬	17,469,029	15,380,327
未払利息	204	-
その他未払費用	138,589	122,007
流動負債合計	18,845,617	28,178,409
負債合計	18,845,617	28,178,409
純資産の部		
元本等		
元本	5,081,266,900	3,794,296,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	91,717,910	366,944,617
（分配準備積立金）	133,551,749	338,262,775
元本等合計	4,989,548,990	4,161,241,532
純資産合計	4,989,548,990	4,161,241,532
負債純資産合計	5,008,394,607	4,189,419,941

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 2022年10月27日 至 2023年10月26日	第5期 自 2023年10月27日 至 2024年10月28日
営業収益		
受取利息	-	21,933
有価証券売買等損益	2,385,377	558,417,493
営業収益合計	2,385,377	558,439,426
営業費用		
支払利息	76,288	30,491
受託者報酬	1,345,754	1,292,409
委託者報酬	33,912,843	32,568,557
その他費用	269,033	258,361
営業費用合計	35,603,918	34,149,818
営業利益又は営業損失（ ）	37,989,295	524,289,608
経常利益又は経常損失（ ）	37,989,295	524,289,608
当期純利益又は当期純損失（ ）	37,989,295	524,289,608
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,571,874	94,418,195
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	55,149,519	91,717,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,167,061	28,791,114
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,167,061	25,124,081
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,667,033
剰余金減少額又は欠損金増加額	174,283	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	174,283	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	91,717,910	366,944,617

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第5期計算期間は2023年10月27日から2024年10月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 (2023年10月26日現在)	第5期 (2024年10月28日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	5,081,266,900口	3,794,296,915口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 91,717,910円	元本の欠損 -
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.9819円 (9,819円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0967円 (10,967円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 2022年10月27日 至 2023年10月26日			第5期 自 2023年10月27日 至 2024年10月28日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	241,480,971円
収益調整金額	C	107,113,073円	収益調整金額	C	83,264,267円
分配準備積立金額	D	133,551,749円	分配準備積立金額	D	96,781,804円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,664,822円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	421,527,042円
当ファンドの期末残存口数	F	5,081,266,900口	当ファンドの期末残存口数	F	3,794,296,915口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	473円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,110円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

	第5期 自 2023年10月27日 至 2024年10月28日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長（流動性リスクに関しては取締役会）に報告します。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第5期 (2024年10月28日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 (2023年10月26日現在)	第5期 (2024年10月28日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	3,601,076	457,491,507
合計	3,601,076	457,491,507

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第4期 自 2022年10月27日 至 2023年10月26日	第5期 自 2023年10月27日 至 2024年10月28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,764,547,441円	5,081,266,900円
期中追加設定元本額	673,349,340円	162,527,364円
期中一部解約元本額	356,629,881円	1,449,497,349円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	10,111	9,920	
	F0Fs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	3,600,480,989	4,091,226,547	
合計		3,600,491,100	4,091,236,467	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】**【世界成長スマートファンド】**

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（自2024年10月29日 至 2025年4月28日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第5期 (2024年10月28日現在)	第6期中間計算期間 (2025年 4月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	93,183,194	82,352,619
投資信託受益証券	4,091,236,467	3,680,580,661
未収入金	5,000,000	5,000,000
未収利息	280	789
流動資産合計	4,189,419,941	3,767,934,069
資産合計	4,189,419,941	3,767,934,069
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,065,740	3,738,007
未払受託者報酬	610,335	545,304
未払委託者報酬	15,380,327	13,741,654
その他未払費用	122,007	109,004
流動負債合計	28,178,409	18,133,969
負債合計	28,178,409	18,133,969
純資産の部		
元本等		
元本	3,794,296,915	3,530,326,795
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	366,944,617	219,473,305
（分配準備積立金）	338,262,775	306,209,987
元本等合計	4,161,241,532	3,749,800,100
純資産合計	4,161,241,532	3,749,800,100
負債純資産合計	4,189,419,941	3,767,934,069

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2023年10月27日 至 2024年 4月26日	第6期中間計算期間 自 2024年10月29日 至 2025年 4月28日
営業収益		
受取利息	641	83,185
有価証券売買等損益	354,949,883	111,655,806
営業収益合計	354,950,524	111,572,621
営業費用		
支払利息	30,491	-
受託者報酬	682,074	545,304
委託者報酬	17,188,230	13,741,654
その他費用	136,354	109,004
営業費用合計	18,037,149	14,395,962
営業利益又は営業損失（ ）	336,913,375	125,968,583
経常利益又は経常損失（ ）	336,913,375	125,968,583
中間純利益又は中間純損失（ ）	336,913,375	125,968,583
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	33,857,375	4,480,574
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	91,717,910	366,944,617
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,943,565	9,520,594
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,341,228	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,602,337	9,520,594
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	35,503,897
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	35,503,897
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	227,281,655	219,473,305

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月27日から翌年10月26日までとなっておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第6期中間計算期間は2024年10月29日から2025年 4月28日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第5期 (2024年10月28日現在)	第6期中間計算期間 (2025年 4月28日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,794,296,915口	3,530,326,795口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0967円 (10,967円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0622円 (10,622円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第6期中間計算期間 (2025年 4月28日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第5期 自 2023年10月27日 至 2024年10月28日	第6期中間計算期間 自 2024年10月29日 至 2025年 4月28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,081,266,900円	3,794,296,915円
期中追加設定元本額	162,527,364円	107,432,907円
期中一部解約元本額	1,449,497,349円	371,403,027円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2025年5月30日現在）

資産総額	3,829,202,380円
負債総額	4,317,271円
純資産総額（ - ）	3,824,885,109円
発行済口数	3,496,940,985口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0938円
（1万口当たり純資産額）	（10,938円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2025年5月30日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 100,000株

発行済株式総数 : 60,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

PLAN : 計画

- ・運用部は、運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、代表取締役副社長が承認します。
- ・ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、運用部長が承認します。

DO : 実行

- ・ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用を行うとともにファンドの運用状況を管理します。
- ・ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された運用規程を遵守することが求められます。
- ・運用部長は、ファンドの運用が計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK : 検証

- ・運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。
- ・また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。

- ・モニタリングの結果は、速やかにファンドマネジャーにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

上記のとおり、委託会社では、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスに基づいた運用を行っています。

委託会社の機構は2025年7月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2025年5月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	14	132,283
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	14	132,283

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2024年 3月31日現在)		当事業年度 (2025年 3月31日現在)	
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		580,173		656,517
前払費用			28		533
未収委託者報酬			292,257		263,832
未収入金			126		-
流動資産計			872,586		920,883
固定資産					
有形固定資産			2,944		2,436
建物	1	1,686		1,579	
器具備品	1	1,258		857	
無形固定資産			1,101		1,061
ソフトウェア		1,101		1,061	
投資その他の資産			-		1,912
繰延税金資産		-		1,912	
固定資産計			4,046		5,411
資産合計			876,632		926,294
(負債の部)					
流動負債					
預り金			325		240
未払金			181,470		163,950
未払手数料	2	156,407		140,361	
未払委託調査費		19,054		15,998	
その他未払金		6,008		7,590	
未払費用			330		467
未払法人税等			12,957		19,812
未払消費税等			5,999		8,293
流動負債計			201,083		192,763
負債合計			201,083		192,763
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			75,549		133,530
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		75,549		133,530	
株主資本計			675,549		733,530
純資産合計			675,549		733,530
負債・純資産合計			876,632		926,294

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）		当事業年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）	
科目	注記番号	内訳（千円）	金額（千円）	内訳（千円）	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬		910,493		931,126	
営業収益計			910,493		931,126
営業費用					
支払手数料	1		500,990		502,545
広告宣伝費			2,236		4,054
調査費			83,749		76,095
調査費		4,285		4,285	
委託調査費	1	79,463		71,809	
委託計算費			44,813		45,831
営業雑経費			33,067		31,621
通信費		771		806	
印刷費		31,091		29,045	
諸会費		1,203		1,265	
その他		-		504	
営業費用計			664,857		660,147
一般管理費					
給料			154,904		154,242
役員報酬		27,168		27,168	
給料・手当		127,736		127,074	
法定福利費			3,044		2,735
福利厚生費			5		10
交際費			467		209
会議費			-		0
旅費交通費			6,184		6,484
租税公課			6,144		6,358
不動産賃借料			10,145		10,145
修繕維持費			618		-
固定資産減価償却費			3,041		1,132
消耗品費			208		210
支払報酬			6,495		6,905
支払手数料			212		200
諸経費			1,198		1,087
一般管理費計			192,671		189,724
営業利益			52,965		81,253
営業外収益					
雑収入		4		258	
営業外収益計			4		258
経常利益			52,969		81,511
特別損失					
固定資産除却損	2	-	-	417	
特別損失計			-		417

税引前当期純利益			52,969		81,094
法人税、住民税及び事業税			16,501		25,026
法人税等調整額			-		1,912
当期純利益			36,468		57,981

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年4月1日至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	39,080	39,080	639,080	639,080
当期変動額							
当期純利益				36,468	36,468	36,468	36,468
当期変動額合計	—	—	—	36,468	36,468	36,468	36,468
当期末残高	300,000	300,000	300,000	75,549	75,549	675,549	675,549

当事業年度（自2024年4月1日至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	75,549	75,549	675,549	675,549
当期変動額							
当期純利益				57,981	57,981	57,981	57,981
当期変動額合計	—	—	—	57,981	57,981	57,981	57,981
当期末残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530

注記事項**（重要な会計方針）****１．固定資産の減価償却の方法****(1)有形固定資産**

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～18年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

２．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

（貸借対照表関係）**１．有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
建物	80千円	187千円
器具備品	14,303千円	14,704千円
計	14,384千円	14,892千円

２．関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
預金	332,191千円	272,792千円
未払手数料	72,165千円	68,556千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（損益計算書関係）

１．関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
支払手数料	213,595千円	224,641千円
委託調査費	40,994千円	39,145千円

(注1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

２．固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
ソフトウェア	—	417千円
計	—	417千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の 種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株	—	—	60,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	580,173	-
未収委託者報酬	292,257	-
合計	872,430	-

当事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	656,517	-
未収委託者報酬	263,832	-
合計	920,350	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,194	1,767
その他	145	145
繰延税金資産小計	1,339	1,912
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,339	—
評価性引当額小計	1,339	—
繰延税金資産合計	—	1,912
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産(負債)の純額	—	1,912

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.04%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%	0.04%
住民税均等割	0.60%	0.38%
評価性引当額の増減	0.34%	1.67%
その他	2.69%	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.50%	28.85%

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．関連当事者との取引

（１）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	213,595	未払手数料	72,165
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	3,420	信託業及び銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	40,994	未払委託調査費	3,807

１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

２．親会社に関する注記

前事業年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

（１）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	224,641	未払手数料	68,556
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	3,420	信託業及び銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の支払	39,145	未払委託調査費	3,434

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2．親会社に関する注記

当事業年度（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	
1株当たり純資産額	11,259.15円	1株当たり純資産額	12,225.51円
1株当たり当期純利益金額	607.80円	1株当たり当期純利益金額	966.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益(千円)	36,468	当期純利益(千円)	57,981
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	36,468	普通株式に係る当期純利益(千円)	57,981
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2025年7月28日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2025年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
京銀証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
きらぼしライフ デザイン証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

三井住友信託銀行株式会社は委託会社の株式の21.0%（12,600株）を所有しています。

(2)販売会社

株式会社横浜銀行は委託会社の株式の34.0%（20,400株）を所有しています。

株式会社京都銀行は委託会社の株式の15.0%（9,000株）を所有しています。

株式会社群馬銀行は委託会社の株式の15.0%（9,000株）を所有しています。

（参考）再信託受託会社

名称：株式会社日本カストディ銀行

設立年月日：2000年6月20日

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案及びその注釈、キャッチコピー並びにファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- (3)目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4)目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。
- (5)目論見書の表紙等にファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。また、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- (7)有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)目論見書に投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。また、投資対象の投資信託証券等に関して、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示することがあります。
- (10)有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月14日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 康彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界成長スマートファンドの2023年10月27日から2024年10月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界成長スマートファンドの2024年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月10日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界成長スマートファンドの2024年10月29日から2025年4月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、世界成長スマートファンドの2025年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年10月29日から2025年4月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。